

官報

号外 昭和三十年六月十三日

○第二十二回 参議院會議録第二十三号

昭和三十年六月十三日(月曜日)午後零時十一分開議

議事日程 第二十三号

昭和三十年六月十三日

午前十時開議

第一 昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額總計算書

(委員長報告)

第二 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況總計算書

(委員長報告)

○議長(河井彌八雲) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員 上條 愛一君

建設委員 田中 一君

予算委員 田中 啓一君

予算委員 田中 啓一君

予算委員 田中 啓一君

昭和三十年六月十三日 参議院會議録第二十三号 議長の報告

決算委員 矢嶋 三義君

同 加瀬 完君

議院運営委員 大倉 精一君

同 久保 等君

懲罰委員 高橋進太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 田中 一君

建設委員 上條 愛一君

予算委員 高橋進太郎君

決算委員 久保 等君

同 大倉 精一君

議院運営委員 加瀬 完君

同 矢嶋 三義君

懲罰委員 田中 啓一君

同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

理事 矢嶋 三義君(矢嶋三義君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため

送付された左の議案を外務委員会に付託した。

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

博物館法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額總計算書及び昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況總計算書議決報告書

去る九日議員から左の質問主意書を提出した。

農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問主意書(鈴木一君提出)

を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

中小企業庁 秋山 武夫君
振興部長 一

去る十日内閣総理大臣から、中小企業庁振興部長秋山武夫君(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十一日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

登録税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特別に関する法律案(大蔵委員長提出)

同日議長は左の議員提出案を内閣委員会に付託した。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(千葉信君外五十二名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

登録税法の一部を改正する法律案

農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特別に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

去る十日議員から左の質問主意書を提出した。

国土総合開発に関する質問主意書(田中一君提出)

一昨十一日左の質問主意書を内閣に転送した。

農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問主意書(鈴木一君提出)

去る十日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸省自動車
同業務部長 岡本 悟君

厚生省医務局長 高田 浩運君

文部大臣官
同総務課長 田中 彰君

一昨十一日内閣総理大臣から運輸省自動車局業務部長岡本悟君外二名(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る七日、内閣総理大臣から、米価審議会委員に衆議院議員安藤寛君、石

田有全君、小笠原八十美君、川俣清君、松山義雄君、村松久義君、本院議員片柳眞吉君を任命することについて本院の議決を求めて参りました。

以上の七君が米価審議会委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって、七君が米価審議会委員につくことができる議決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る七日、内閣総理大臣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、青島忠雄君、有沢滋君、三村令二郎君を運輸審議会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の申し出がございました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって、同意することに決しました。

○副議長(河井彌八郎) 私はこの際、保健衛生の監督取締りに関する緊急質問の動議を提出いたします。

○上林忠次君 私は、ただいまの御原字君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 御原字君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。御原字君。

〔御原字君登壇、拍手〕

○御原字君 私は自由党を代表して、国民の保健衛生の監督取締りについて緊急質問をいたしたいと存じます。

民生安定のための一つの基盤をいたしまして、国民の保健衛生のきわめて重要であることは申すまでもありません。

ん。しかるにこの大切な国民の保健衛生の面におきまして、きびすをついで毎日いろいろな不始末が新聞紙上に続々として現われておるのであります。その国民生活に及ぼす害毒に至りましては、一禁煙丸の沈没の被害に比べるべくもないのであります。この点、政府といたしましても率直にこれらの事実を認めて、すみやかにその対策を講ずべきものと存する次第であります。

まず飲料水の面を見ましても、最近水道の水の中に赤痢菌がまざつて、数百名の被害を出すというより、近代文化国家といたしまして、まさに国辱に値する事件が相次いで発生しておるのであります。今年だけにいたしましても、福島、栃木、福岡、群馬の各県におきまして、水道による赤痢の蔓延を見ているのであります。ことに群馬県沼田市のとき、当然除すべき水道の濾過消毒を怠つたために、赤痢患者百六十数名、保菌者百九十数名を出すに至つたのであります。また一面赤痢の特効薬であると言われております

ところのダイアジンの化学製剤、または抗生物質について見ましても、これらは赤痢には獲得の効能があるものであります。その使用法を間違ひますと、かえつてこの薬に対する菌の抵抗力が高まつて、保菌者が増加させる結果になりますために、現行法律におきましては、これらの薬は医師の指示がなければ販売できないことになつておるのでございますが、事実は全く野蠻なしの状態でありまして、だれでも薬店に行けば手軽に買ふことができるというようになっておるのであります。これらの取締りにつきまして

も、特にヒロポン、チクロパン同様、私どもは十分なる監督取締りを要望いたします次第であります。現実の面において、これらの取締りが行われておらないということは、りつ然たるものがあるのであります。かくして当局の不注意によりまして、水道においては赤痢菌をばらまきながら、一たん赤痢になりますと、これをなおす薬の効果が非常に減殺されておるばかりでなしに、さらにこの赤

病を予防しようとしたしまする際、その予防注射をいたしますと、先日新聞紙上にございましたように、かえつて非常なる副作用を起すというような始末でございまして、全くこれらの面におけるところの行政上の取締りというものが非常な盲点になっていると私は信ずるのであります。今回問題となりましたところの赤痢のワクチンにいたしましても、この問題は、いずれ委員会において詳しく検討いたしたいと存するのでありますが、私が調べましたところだけをもちまして、実験の段階は終わったのでございしますが、さらに試験をいたさなければならぬ段階におきまして、東京都村山、砂川の両小学校の生徒数千名に注射をいたしまして、はなはだしい副作用を起し、また高知県におきましても五百名の児童が同様な症状を起しているのであります。当局は、これらのワクチンについて、本当に確信があるかと申しますと、十分なる確信がないということ、私は明らかにせざるを得ないのであります。すなわち今日まで東京都で

は皮内注射の「一」をいたしておられたのであります。今回はその四倍に当たることのある「四」グラムを皮下に注射することを指示いたしました。その指示を受けましたところの当該保健所の医師は、これはあまり量が多いのではなにかというのを当局に反問いたしましたのであります。が、当局は、これは学童に対して適量であるということに答へ、それだけならよろしいのでございしますが、さらに数日後になりますという、前置きを翻しまして、これを訂正して、〇・二にせよということを示いたしているのであります。これらの事実を見ましても、いかに当局がこの面において確信を持たざる状態においてこれを試験的に児童に注射したかということがわかるのであります。しかもこの予防注射の決行に際しましては、町村の衛生係だけを相俟いたしました会議を開きまして、実際の審判に当たっておりますところの小学校の養護指導等はその会議に列席をさせず、会議を開いて、決定いたしましたものを天下り的に電話連絡をもつて、これが決

行を命じたのであります。しかもそのうちにおきまして、ある小学校におきましては、さらに慎重なる態度をもつて、文書をもつてその学童の家庭の承諾書を取ったのでございしますが、ある小学校におきましては、同様な承諾書を取らんといたしましたところが、驚くべきことには、その当局は、そういうことをすると、注射をする、注射を受けたいと希望する人員が減るから、そういういたしましたならばその成績がわからぬから、それはやめてくれということの阻止を命じておるのであります。しかもいづれの会議におきましても、この薬が試験的であるという言葉は一貫も述べておりません。これを秘密にいたしておるばかりでなしに、事件後当局が行いました会議におきましても、この薬が試験的であったという一言も述べておりませんのであります。これは全く人権を無視いたしました暴挙でありまして、遺憾ながら私も、敢て鳴らしてその責任を問わざるを得ないのであります。(拍手)

次に、食品の中毒を見ましても、最近日々この中毒の状態がたくさん増してきておるのであります。近來は私も学会においても聞いたこともないような給食熱という病気があるというところを、驚くべきことにおきましては、試験所が発見したしておるわけでありまして、これは何かと申しますといふと、肉類等の加工品製造に際しまして、製造作業が不潔である、また加熱が不十分でありますために、食品中にばい菌が混入いたしまして中毒を起すというのだそうでありまして、かようなことが、どうして取り締ることができないのでございまいしょうか。つい先日、日食糧測定の「つがる」号が発見直前におきまして、船員十九名がハム、ソーセイジの給食熱を起した、静岡県富士宮市の生徒二千一百一名が給食熱を起したというような工合であります。ことに遺憾なことは、日本で初めて学校給食に国産の粉ミルクを使い、またために、兵庫具並びに東京都の学童千六百二十九名を中毒させた事故があるのであります。自動車にまで国産を便りように奨励しておられるところ

の鳩山内閣が、しかも富士山の八合目でミルクを「ばい」飲ませるといふ内閣が、その内閣のもとにおきまして、皮肉なことにはかくのごとき粉乳の中毒を相ついで起すということにつきましては、この点総理大臣はどんなお考えでおられるのでありまいしょうか。その他病血輪の問題にいたしましても、ヒロポン、チクロパンの問題にいたしましても、無届けの療術師、または無免許の美容師の横行、これは全く野蠻国のような状態でありまして、その取締りのルーズさがいかに国民生活を虫ばんでおるかということは、考えるに、はたえに票を生ぜざるを得ないのであります。先日私は神田を歩いておりまして、貧しうとん屋の前に参りまして、ごみだらけの歩道にきたないふとんをうす高く積んでおるのであります。どうするのかと聞いてみますと、これは修学旅行の生徒に着せるのだというのであります。一体旅館の寝具はだれが取り締まっておるのでありまいしょうか。これでは修学旅行に参りまして、子供が病気になる方が不

官 報 (号 外)

思慮なのであります。あれを見ましたならば、私どもの家庭におきまして、自分の子供を修学旅行に出そうという気にはなれないと思います。私はこの際、総理にお聞きしたいのであります。この際、民主的であること、人権を尊重されることは、決して人後に落ちないと思つておられる総理大臣が、今回の赤痢ワクチンの事件における人権無視のやり方について、どういふ御見解をとつておられるのであります。か。保健衛生の取締り強化というよりなじみな仕事は、選挙公約にはならぬいかもしれないのであります。選挙には勝てないかもしれませんが、各々の民主党の公約が、今や全くくらを並べて希望図に変化しておられる現在といたしまして、せめて身体不自由者のお一人であらせられるところの総理大臣が、友愛精神の政治の実績としてお示しになる一つの場合ではないかと思つておられますが、この方面における取締り強化をぜひともお願いしたいと思つておられます。この点に対して、総理大臣はどういふ良心的な決意を

持つていらっしゃるのでしょうか。さらに、鳩山内閣の看板の一つでございまして、この網紀の重正はどうであるか。先ほど来申し上げましたような連日発生する不祥事故の監督の責任者に対して、今日政府はいかなる措置を講じておられるのであります。またこの事故が発生させた当事者にはどんな処分が行われておるのであります。たとえば粉ミルクの事件にいたしまして、北海道の八雲工場の責任者や、また沼田事件の水道の当事者は、いかなる業務上の過失者として検挙されて処罰されたのであります。赤痢ワクチンを作り出したところの武田製薬光工場や、先ほど申しました八雲工場は、閉鎖されたのであります。これらの点に対して、総理大臣、厚生大臣並びに法務大臣の御見解を承わりたいのであります。

元来保健衛生の取締りの実のあがないのは、その取締りの責任者であるところの保健所の仕事が多過ぎるからであります。今のままでは、むしろ以前のように警察が取り締つた方がよろしいという実績があつておるのであります。従つてこの際保健所の人員を増加し、その待遇を改善すると同時に、一方におきましては償還必罰をもつて網紀の重正をやり、その能率の實をあげるということが最も急務であると思つておられるのであります。厚生大臣のこの方面における御見解はいかがでございましょうか。保健所法制定の当時は、保健所において治療いたしますということは、保健所員が治療に熱心になりました。そのために取締りがおろそかになるというのを私もおそれたのでございしますが、現実におきましては、公的医療機関が普及整備された今日におきまして、保健所の治療方面におけるところのことにつきましては、これを廃止するお考えがあるかどうか、厚生大臣に承わりたいのであります。先ほど申しました水道の事件、赤痢ワクチンの責任の所在、その原因をお聞きしたい。また赤痢ワクチンのようなまだ試験中のものは、当然国の監督のもとにございするところ

の伝研あるいは予研等において製造すべきであるのに、なぜ武田製薬のようない業者による製造をまかせておられるのであります。その点につきましても、厚生大臣の率直なる御意見を承わりたいのであります。なおこれらについてのその後の措置について承わりたい。

私は最後に、文部大臣にお聞きしたいのでございしますが、先ほど申し上げましたように、学校給食が非常に重大なる拡大の段階にある今日におきまして、これらの給食熱とかいうものに対して、文部大臣はどういうお考えをもつて、これを処置せんとしておられるのであります。その具体的なお考えを承わりたいのであります。

また赤痢ワクチンの試験注射は、すでに昭和二十八年以来数十万の学童にこれをやつておられるのであります。が、先ほどお話ししましたように、人権を無視したやり方をもつて、今後ともわが大切な学童にこれをなさんとされておられるのであります。この点につきましても、文部大臣の御見解を

承わりたいのであります。修学旅行の安全であるということは、ただ船を沈めないとか汽車を衝突させないというだけではだめなのであります。修学旅行によるところの、先ほどお話し申し上げましたような保健衛生の面における障害も、これを取り除くということが必要でございしますが、文部大臣は、この方においてどんなお考えをもつてこれを処置しようとお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

以上、簡単にございしますが、私は保健衛生の面におけるところの最近の政府の取締りの怠慢について、誠を鳴らして御質問申し上げたいと存する次第であります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山一郎君) 御原君の御質問を拝聴いたしました。保健衛生は日常生活に直接関係がありまして、きわめて重要であるということはお話の通りでございします。私は、近年は非常に向上してきたと思つておりましたのに、一部の地方に事件が頻繁に起つておりますことは、まことに遺憾に存

じます。行政監督の徹底、保健衛生機構の整備充実あるいは衛生関係職員の訓練等に力を入れてきて、こういうような災いが頻発せざるようにできるだけの力を費したいと思ひます。詳細の事情につきましては、関係当局から答弁をしてもらひます。

〔国務大臣(川崎秀二君)答へ〕

○国務大臣(川崎秀二君) 保健衛生の広範なる問題について御質問でありましたので、逐次お答えを申し上げます。と思ひます。

最近大部分の伝染病は減少の一途をたどりまして、全般といたしましては、昨年同期と比して、約二〇%の減少傾向を示しておるのでありますが、これらは環境衛生の改善、国民の衛生知識の向上によることも大きいのであります。腸チフス等におきましては、予防接種の普及によることもまた非常に大きなものがあると思ひます。であります。先般不幸にいたしました、赤痢ワクチンの問題が突発をいたしました、この問題はお説のごとくまことに遺憾に存じておる次第であります。

す。予防接種は現在の科学の水準におきましては、若干の副作用を伴ふことのある実情であります。かかる不測の事態を起さぬよう、原因を徹底的に究明するとともに、他の予防接種の副作用についても、今後一そう研究を重ね、その減少をはかりたいと存じております。事件が起りましたから、直ちに技官その他を派遣いたしました。事件の直接責任者である東京都とも種々連絡をとつておるのであります。幸いにしまして、あの事件は、翌々日には高熱患者もほとんど見出せないという状況に立ち至つておりますので、これらも御報告を申し上げておきたいと思ひます。

次に、食中毒事故の発生につきまして、これは、最近非常に減少を来たしております。特に先般も衆議院で緊急質問があつた際に申し上げたのであります。以前はかなりの発生をみまして、ことに一昨年は大規模な事件が起きて、旅行者に不安を与えたことがございますが、その後各県の衛生部、民生部等とも十分連絡をとりまして、かようなことのないように措置をいたした関係で、この方面のことは、非常な改善にはなつてゐると私は思ふのであります。しかし、最近発生しましたいわゆる給食病の方につきましては、この原因を研究しました結果、

て、非常に問題があつたということが報告をされておりますので、この点につきましては、今後かようなことの起らないように、ただいま御指摘の通り、努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

なお、水道の問題につきまして、全般的な御質問と御指摘があつたのであります。これは全く御指摘の通りであります。各所におきまして水道施設の荒廃による事故、あるいは御指摘のようない問題が起つておることはなほ遺憾であります。厚生省としては水道維持管理方針を昭和二十八年四月に制定をいたしまして、都道府県保健所並びに各事業主体でございます町村

に対し、これに準拠して運営するよう強く通達いたしてゐるのであります。水道に起因する事故の発生も、最近漸減はいたしておりますが、先ほどのような事故もありませんので、この際、水道管理の適切な運営につきましては、都道府県及び保健所をして指導に当らせるつもりであります。このような問題で、さらに事業主体におきましては、財源難やあるいは技術員の不足などにより、維持管理の適正に欠けるものがありますので、この点につきましても指導の徹底をはかりたい、かように存じております。

最後に、保健所の役割についてであります。これはもう十分われわれも地方衛生の中核体としての保健所の存在価値というものを認めておりました。むしろこれは予算編成の途次におきましては、財政当局とも相当に論争をいたしました結果、財源等が復活をみているような事情であることも御承知をおきを願ひ、かつこれはぜひとも各党派超越をいたしまして、保健所の育成強化ということには御協力を願ひたいと存じている次第でございます。

ただこの保健所の業務のうち、ただいま御指摘のありましたように、治療業務を圧縮しろということでありましたが、私も同感であります。保健所の仕事は、その保健衛生の監督ということと普及ということに重点がありまして、直接の治療業務にないことはもとよりでありまして、これは今日までに補充的に行なつてきましたことでもありますので、これらは漸次圧縮したい方針であることも明確に申し上げておきたいと思ひます。

なお、赤痢ワクチンの問題につきまして、前後いたしました。今更に起りました東京都下の赤痢ワクチンにつきましては、赤痢ワクチンの今までの製造につきましては、予研がその責任において指導監督して、武田の光工場の人と場所を借りて作つてきたのであります。が、武田のみにやらせるな、将来は一般にも作らせろという意味の御質問だと思ひますが、これは薬事法による製造基準を新たに策定をいたさなければなりませんので、これを急いで行ひまして、一般にも作らせる方針のよう切にかへたいと思つております。

なお、チクロパン等の販売につきま
して御指摘がありました。医薬品の
販売は国民の保健衛生に重大なる関
係を有するものでありますから、その
監督を適正にいたさなければならぬ
ことは御指摘の通りであります。現在
医薬品販売業者の数は数万の多きに上
りまして、直接厚生大臣がこれを監督
することの至難な面もあります。業事
処分等の権限を都道府県知事に一任す
る建前をとっております。知事のも
とに全国約千五百名程度の業事監視員
が、販売業の日常の業務の監督に当っ
ている次第でございますが、多数の
業者のうちには、一部分には御指摘の
ごとく所定の手続によらずして、特定
の医薬品を販売するような不心得な者
も存在することはまことに遺憾であり
ます。この点は今後一そう府県の業事
監視員を奮勵いたしまして、このよ
うなことがないように努力をいたした
いと思つてゐる次第でございます。

(拍手)

〔国務大臣花村四郎君登壇〕

○国務大臣(花村四郎君) お答え申し
上げます。

お尋ねのような事件は、国民の保健
衛生に甚大な被害を及ぼし、社会的影
響も非常に多いので、検査庁といたし
ましても、関係機関と緊密なる連絡を
とりまして、そして刑事事件として
認め得る場合においては、食品衛
生法その他関係法令を適用いたしまし
て、迅速かつ厳正公平にこれを処理い
たしております。現に本年二月ごろ長
崎県佐世保市を中心いたしました発
生した駐留軍の廃棄いたしました冷凍
鶏卵の分布事件につきましては、直ち
に捜査を進めまして、三名を食品衛生
法違反として起訴いたしております。
その他の件は、目下関係行政機関、
あるいは警察庁において、その原因等
についてつまびらかに調査をいたして
おりますが、もし、それが犯罪の容
疑が生じますような場合があります
ならば、検査庁といたしましては、当
然これを取り上げて捜査を進め、適当

に処理をしていく考えでございます。

以上。(拍手)

〔国務大臣松村謙三君登壇、拍手〕

○国務大臣(松村謙三君) お答えを申
上げます。

御指摘のような事柄が頻発をいたし
まして、こういうことをできるだけ防
止いたしたいと、かねがね心がけてい
たのでございますが、一そう注意いた
したいと存じます。

給食の問題につきましては、この脱
脂乳に御指摘のようなことがございま
した。実はこの牛乳につきましては、
御承知の通りアメリカからの粉乳を
とっておりますが、できるならば内地
のものを使いたいと思ひまして、内地
生産のものも合わせて使つてみておる
わけでございます。その中に、このよ
うなことが起りましたので、嚴重にこ
れの取締りをいたしておるわけござ
います。理想といたしましては、これ
を酪農の発達に伴うて生乳を児童に飲
ますようにいたしたいと心得まして、
そういう方向へ進めたいと考えており
ます。

また、だんだん暑くなるに従いまし
て、給食の食品に変化をきたし、中毒
等を起す季節にもなりましたので、先
般も各府県に注意を促しておるよう
な次第でございます。そういう腐敗等
に対する注意と、もしも病気が出まし
たならば、早期の発見、手当、それか
ら蔓延せざるうちに学校の休業、それ
ぞれの措置を敏速にとるよう示達をい
たしているわけでございます。

また、修学旅行につきましても、実
はこれまでも地方へは相当の注意をい
たしてあるのでございまして、旅行に
先立ちまして、その旅行地の各府県の
衛生課長とか、あるいは保健所長とか
に通達を出しまして、宿舍の衛生の監
督等もお願ひをするようにという嚴重
な示達をいたしておるわけございま
す。それにもかかわらず、時たま、や
はりそういう被害が出ますので、これ
も重ねて注意をいたすつもりでござ
います。

それからワクチンのあのような事柄
については、これは文部省といたしま
しても、実に申しわけのないことと考
えておりました。厚生省ともさらに一
そう連絡を密にいたして、このよう
なことがなく、そして予防の効果をあ
げるように努めたいと心得ておりま
す。

○田中一君 私はこの際、請負談合に
関する緊急質問の動議を提出いたしま
す。

○阿具根登君 私は、田中一君の動議
に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 田中君の動議に
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。よつてこれより発言を許しま
す。田中一君。

〔田中一君登壇、拍手〕

○田中一君 私は日本社会党第二控室
を代表いたしまして、先月来、新聞紙
上に毎日のように報道されております
ところの東京都庁の汚職事件、並びに
この遠因と言われておりますところの
談合行為、さらにこれに関連して、先
般ビルマ国との間に締結されましたと

この賠償の問題等に關連いたしましたし、若干の質問をいたします。

東京都汚職事件とは、諸君も御承知の通り、都健康保険組合の生浜建築工事の不正入札から発展いたしました、都職共済組合の湯河原荘の改修工事からひきかへ、さらに都関係庁舎の改修に關係する贈賄へと発展し、先月三十一日共済組合事務所の捜査を足場に、財務局管理部の不正事件、建設業者の入札妨害事件、増上寺事件にからむ公團地解除の取組等、六日、八日の朝日新聞紙上に詳細に報道されているのであります。

われわれはさきに安井都政の一断面として東京産業会館問題、また高速度路問題と碇ゴルフ場の問題等々、数々の不明朗ないわゆる汚職のにおいのする諸問題を国政の上から批判して参ったのであります。たとえば、さらに数日前の朝日新聞紙上には、都庁内に都水クラブとかいう入札の不正談合機関があつて、汚職の根のあることを知つたのでございます。これらの事件は、現在捜査中のものであります。

ら、私はただいま、その内容について報告を求めたいと思いますが、少くとも地方自治体のその規模といい、財政の面からいいたしても、首位にある東京都庁の汚職がますます拡大されつつあるといふことは、遺憾にたえないこととてでございます。また、ことに都の職員が、単なる業者のみの談合事件ならず、職員と一部の特権業者との間で通謀して、特定業者に落札をさせようといふような事例がたゞさんございす。私は、この際、総理大臣にお伺いしたいのでございますが、総理は、かつて東京市議会の議員の経歴もございす。また一都民としても、またこの事件が警視庁によらずして直接地方検査庁の手によつて摘発されたものであります。先般の地方選挙におきまして、鳩山総理は、安井都政の善政であつたことを謳歌いたしまして、相当の応援をいたしております。これらの点につきましては、少くとも総理大臣として政治的な責任をお感じにならな

いのかどうか、まず伺いたいのでございます。

また、同時に自治庁長官に伺いたいのは、この責任と今後の措置についてでございます。これは他の自治団体に及ぼすところの影響が非常に甚大なものでございまして、自治庁長官としてこの対策をどのように考えておられるか。また一方、自治庁におきましては、新聞紙上に伝えるところによりまして、地方議会議員の自治体との購買契約、あるいは物件購入等のできないような措置を考えていると伝えられております。この点の自治庁長官の考えはどうか、これをまずお伺いいたします。

また、同時に自治庁長官に伺いたいのは、この責任と今後の措置についてでございます。これは他の自治団体に及ぼすところの影響が非常に甚大なものでございまして、自治庁長官としてこの対策をどのように考えておられるか。また一方、自治庁におきましては、新聞紙上に伝えるところによりまして、地方議会議員の自治体との購買契約、あるいは物件購入等のできないような措置を考えていると伝えられております。この点の自治庁長官の考えはどうか、これをまずお伺いいたします。

第二が、建設大臣、大蔵大臣、今参っておりますが、現業關係の各大臣に伺いたいのでございます。なおこれに對しまして、通産大臣にもお伺いたしますが、このような汚職事件の陰には常に談合行為があるといわれております。その一点として伺いたいのは、刑法第九十六条の三に規定されておりますところの競争入札妨害談合行為、そして条文には、「偽計若くハ威力ヲ用ヒ公の競売又ハ入札ノ公正ヲ害スヘキ行為」、「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者」と規定してございますが、これはどのような事実を表現したものでございすか。また、談合とはどういふものでありましょか。私は不幸にしてこの条文からは、談合とは何かということが発見されません。従つて談合並びに不正談合といふものは、どのような形のものであるかといふことを、事実をもつてお示しを願ひたいと思ひます。

第二点としては、公共事業の施行に當りまして、現在どのような制度のもとに契約を締結しているか、予算決算及び会計令第七十八条には、一般競争契約といひましては、「一般競争の加入者の資格」、条文には、「一般の競争に加わろうとする者に必要な資格は、大蔵大臣の定めるところによる。」と規定してございます。また第七十九条には、「契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質数量に關し不正の行為があつた者」、また、「競争に際し不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的を以て違

合をなした者」、三には、「競争加入を妨害し又は脱落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者」等々を規定しておりますが、民主党所屬の牧野良三君の著書であるところの「競争入札と談合」といふ著書を読んでみますと、こういうような批判をしております。注文者は常に落札価格の低いことを欲求し、入札者はまた落札しようとする強い念願を持っている。その結果、いたずらに最低価格を求めようとするのは自然の勢いであり、また事実であるのであります。このように競争入札とは、工事の適正、不適正を外にして、ただ最低価格をのみ目的とするもののごとき觀念に傾きつつあるのであります。または安い価格安い価格と、次第に安きに向つて、最低価格を競争入札制度の精神であるかのごとき変質された、また大きな障害を生じていると言つております。

私はこの際、現業の四關係大臣に伺いたいののは、現在どのような形で見積価格の決定をしておるか、あるいはどのような方法でこの適正価格といふものをきめておるか、また入札者の落

合をなした者」、三には、「競争加入を妨害し又は脱落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者」等々を規定しておりますが、民主党所屬の牧野良三君の著書であるところの「競争入札と談合」といふ著書を読んでみますと、こういうような批判をしております。注文者は常に落札価格の低いことを欲求し、入札者はまた落札しようとする強い念願を持っている。その結果、いたずらに最低価格を求めようとするのは自然の勢いであり、また事実であるのであります。このように競争入札とは、工事の適正、不適正を外にして、ただ最低価格をのみ目的とするもののごとき觀念に傾きつつあるのであります。または安い価格安い価格と、次第に安きに向つて、最低価格を競争入札制度の精神であるかのごとき変質された、また大きな障害を生じていると言つております。

合をなした者」、三には、「競争加入を妨害し又は脱落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者」等々を規定しておりますが、民主党所屬の牧野良三君の著書であるところの「競争入札と談合」といふ著書を読んでみますと、こういうような批判をしております。注文者は常に落札価格の低いことを欲求し、入札者はまた落札しようとする強い念願を持っている。その結果、いたずらに最低価格を求めようとするのは自然の勢いであり、また事実であるのであります。このように競争入札とは、工事の適正、不適正を外にして、ただ最低価格をのみ目的とするもののごとき觀念に傾きつつあるのであります。または安い価格安い価格と、次第に安きに向つて、最低価格を競争入札制度の精神であるかのごとき変質された、また大きな障害を生じていると言つております。

私はこの際、現業の四關係大臣に伺いたいののは、現在どのような形で見積価格の決定をしておるか、あるいはどのような方法でこの適正価格といふものをきめておるか、また入札者の落

合をなした者」、三には、「競争加入を妨害し又は脱落者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者」等々を規定しておりますが、民主党所屬の牧野良三君の著書であるところの「競争入札と談合」といふ著書を読んでみますと、こういうような批判をしております。注文者は常に落札価格の低いことを欲求し、入札者はまた落札しようとする強い念願を持っている。その結果、いたずらに最低価格を求めようとするのは自然の勢いであり、また事実であるのであります。このように競争入札とは、工事の適正、不適正を外にして、ただ最低価格をのみ目的とするもののごとき觀念に傾きつつあるのであります。または安い価格安い価格と、次第に安きに向つて、最低価格を競争入札制度の精神であるかのごとき変質された、また大きな障害を生じていると言つております。

官 報 (号 外)

札入札者をきめる場合にはどういふ資格のものを作っておるか、入れておるか。また従来の入札には常に談合が、不正談合が行われておったかどうか、どのような見解を持っておるか。また不正談合があったとされた場合には、どのような方法でこれを措置しておるか等をお伺いしたいと思います。

また、これは地方庁のみならず、各省各庁におきましても同様の、公共事業並びに物品購入等の問題にからんでたくさん汚職があるものと私は考えております。ことに参議院等の選挙におきましては、このようなものに関連いたしましたして、一部の業者と関連して立候補するということも考えられておるに新聞紙上で見ておりますが、このような傾向に對しまして、関係大臣並びに総理大臣はどのような御見解をお持ちですか。

さらに通産大臣に伺いたいのは、談合というものは不正な場合には悪いというならば、さらに他産業におけるところの価格の協定、あるいはセメント、油、石炭、その他重要な資材にお

きますところの価格の協定というものは談合とみなすかどうか、この点は通産大臣並びに建設大臣、大蔵大臣にお伺いいたします。

第三にお伺いしたいのは、こういうものに関連いたしまして、先般締結されたビルマ賠償に対する役務賠償のことであります。建設大臣は先般の委員会におきまして、建設省設置法の一部改正を企図し、役務賠償に対する建設業者のビルマへの進出の窓口を扱った

いということを言っております。そしてそれは事前には建設省の指導によりまして、海外建設協力会なるものを結成させております。一体この団体は何を目的として、どういふふうな指導を建設大臣は行おうとしておるのでございましょうか。ビルマ国へ物件並びに

役務で賠償を行おうとする場合、外務、大蔵、建設の部局は、その価格をどのような形で適正を求めようとするのでございましょうか。また、どういふ形でその入札、購入をするのでございましょうか。自由に業者の意思決定をさせるならば、どういふことになりま

しょうか。たとえば、単にこれはビルマ関係の問題ばかりではございませ

ん。国際入札の際に、日本商社がお互いに話し合いをいたしまして、入札価格の決定をみることは、これは不正談合とみなされるのでございましょうか。こういう点について、大蔵大臣並びに通産大臣の御見解を伺います。また、こ

うした形の問題を、外務大臣並びに関係大臣の間でもって、どのような形で方法をとりとうとする意図があるか、話し合いがあるかも明確に御説明願いたいと存じます。

政府は刑法第九十六条の三、予算決算及び会計令第七十八条、七十九条、私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律等で、不正なる談合に対する取締りをしております。しかしながら、戦後福岡、熊本、岡山等におきまして数々の談合不正工事の摘発を受け、公判に付されております。これは

おおむね無罪となつております。これは一体何に起因することとございましょうか。少くとも入札者の決定権は政府が持つております。また落札者の決

定権も政府が持つてゐるものであります。これは単に談合し、落札する者の罪ばかりではないと考えられる節がござい

ます。すなわち法的な裏づけ、法的な措置に欠けたところがあるのではな

からうかと考えるものでございます。この際政府は、汚職のものとをなすところの数々の公共事業に対する契約、そ

の他の案件に對しまして、抜本的な施策を行ふという意図がありますかどうかを伺いたいと思ひます。

これはたとえば、数々の入札の場合、三十件に一つというふうな少ない落札しか得られないのが業者の実態でござい

ます。従ひまして入札者に対する見積費の支給とか、あるいは二十五年建設省より、中央建設業審議会の決定により

ましたものを建設省は各地方公共団体に流してあります。これには現在で

ておりますところの最低入札制度等を用いてあります。従つて政府は、この

地方公共団体が現在実施しておりますところの最低入札制限制度を取り入れ

る意思があるかどうかの問題でござい

ます。御承知のように、入札する者、

いわゆる業者というものは、商業的見地

から仕事をするのでございまして、こ

れはつづれようと一向差しつかへござ

いけません。しかしながら、つづれた場

合には、あるいはダンピングを行なつ

ておつた場合には、少くとも労働者に

對する賃金不払いとか、あるいは労働

強化をもつて報いられます。更に工事

に對する不正、手抜き工事を招来する

ことは明らかでございします。従ひまし

て、今申し上げました点につきまし

て、関係大臣は今後どのような形でこ

れを規制し、そして汚職の根絶をな

すところの談合行為を合理的に、また

多数の労働者の生活権を守りつつこの

ような措置をとるかをお伺いして、私

の質問を閉じることいたします。

(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山一郎君) 東京都の汚

職事件を中心として、私に御質問がご

さいましたが、大体においては関係団

体から答弁をしております。

東京都の不祥事件については、まこ

とに遺憾に存しております。現知事

も、職員を交替いたしましたして、都の明
朗化を期待して努力をしておることと
思うのであります。私に対して、都民
としてむろん責任の一端は負わなくて
はなりませんけれども、さてどうい
う責任をとるかということについては、
言明はいたしかねます。

〔国務大臣川島正太郎君登壇〕

○国務大臣(川島正太郎君) 地方公共
団体の不正事件等につきましては、自
治庁といたしましては常に重大な関心
を持ちまして、調査もし、資料の収集
もいたしております。東京都庁の入札
の形式は、最低価格に落すものではな
くって、標準価格を内定いたしまし
て、その標準価格に近い入札をした業
者に落すことになっておりました、今
回の事件は、談合に關してはまだ現わ
れていないようであります。標準価格
を職員が業者に漏らしたことが、贈収
賄の事件として、ただいま検察庁にお
いてこれを摘発をいたしておるのであ
ります。まことに遺憾な事件でありま
するが、ただ自治庁長官といたしまし

て、府県に対する監督権はきわめて薄
弱でございますして、ただ、財務の關係
の事務を統制し、また出納を検閲する
ことができる、こうなっております。
その結果につきましては、運営の
合理化に資するために適切と認める技
術的援助または勧告をすることができ
ると、ただこれだけでございまして、全
く地方自治団体の任意な運営をまかし
ておるわけでありまして、従いまして、地
方の団体によりましては、きわめて合
理的な運営をしている所もあります
し、ルーズに運営をしている団体のあ
ることもこれもまた事実であります。
赤字の原因が種々ありますが、その一
つとして、財政の運営の拙劣さが指摘
されているところも個々にあるのでご
さいます。全く地方公共団体の自発的
な真正に待つ以外には、今日の法規と
してはいたし方ないのでございまして。
なお、御質問になりました地方議會
の議員が今後議員契約ができないとい
う点であります、これは地方の仕
事というものは、第一線の執行に直接

關係のあることが多いのでありまし
て、従いまして、地方議會の議員が直
接關係のある府県庁の仕事の請負工事
をするというのは、いろんな弊害があ
るといので、かねて議論になってお
ります。今回提案いたそうと考えてお
ります自治法の改正案におきまして
も、これを取り上げまして、地方議會
の議員は当該關係公共団体の仕事の請
負はなすことができない、こういうふ
うに改正をいたしたいという案文を今
用意をしている最中でございまして。

〔国務大臣竹山祐太郎君登壇〕

○国務大臣(竹山祐太郎君) お答えを
申し上げます。

建設省關係のやり方はどうやってい
るかということにつきましては、お話
の通り、根本は、不正があれば刑法及び
会計令に基いて処罰をされるものと考
えておりました、取扱いはしては政府
のきめております方式通りにやらして
おりまして、御議論としては、田中さ
んの御持論であるローワー・リミット
制であるというような問題も検討はい

たしておりますもの、今川島長官か
らもお話のあったように、政府のやり
方と地方自治団体とのやり方とは違つ
ておりました、これも問題の点であり
まして、大いに検討を要する問題とし
ては慎重に研究はいたしておりますが、
今は政府の従来とつてきました法制
のもとにいたしているつもりでありま
して、問題は、私は就任以来最大の努
力を、綱紀の肅正と、今、国民の批判
を受けるであろうかのような問題の起ら
ぬことに全力をあげて、監察官等を全
部全国を回らしておりますが、事直に
申して、私は外部から見えておりました
感じと比べまして、建設省の仕事につ
きましては、非常に信頼をいたしてお
りまして、また業界も最近是非常によ
くなつて参りました、私などはいろい
ろ話をしばしばいたす機会があります
けれども、実に紳士的によくなつて
参っていることは、率直に私は感心を
いたしております。

ただ何と申しても、戦後非常に業者
がふえましたので、その間に非常な過
乱と不当な競争が起りました、地方等
でいろいろ御指摘のような問題が起
りますことは、まことに遺憾であります
が、建設省直接の仕事はもとよりのこ
と、地方の關係の仕事につきましては
も、極力私はこの面から努力をいたし
たいと考えておりますが、法令制度の
面で改訂を要することはないかとい
うことは、よく慎重に研究をいたしま
す、当面起つてくるのは、今のロー
ワー・リミット制というような問題で
あらうと思いますが、今直ちにこれを
採用する考えはありませんが、もちろ
ん研究をいたさなければならぬ一つで
あらうと思いますが、要は、役人が今
お話の出ました予定価格の秘密の厳守
ということを中心にして綱紀を肅正する
ということ、また業界もこれに応じ
てほんとうに国民の指導を受けないよ
うにやっていくことに、政府は全力を
あげて努力をいたすべきで、ことに私
のところの仕事はその面が多いので、
私を初め全力をあげてこの面で努力を
いたしているようなわけであります

て、刑法の解釈はどうかということにつきましても、これは法務大臣等からお聞き取りをお願いしたいと思ひます。

なお、海外協力の問題につきましても御質問は、これは賠償の問題が起りますや、いち早く私はいろいろ、従来も海外へのかような仕事がある者の間で不当に競争が起りますし、またそれを海外から逆に利用された事例等もありますので、この点を心配いたしました。国家として不当な損害を受けないように、また業者みずからも不当な損害を受けないようにいたすために、外務省、経産及び通商省等と連絡を緊密にとりまして、今後起るべき賠償の幾多の問題には、相当建設的な仕事が多いのでありますから、これに対処すべく業界がほんとうに協力一致して国家のために努力が出来ますような態勢をとつてもらつておるものでありまして、何ら法律的にどうこうしようというのではなく、業界の自衛の態勢といひますか、協力の態勢をみずからとら

れたのに対して、われわれもこれに対応する機関を官房に置くことに、目下設置法の改正をお願いをいたしてありますが、事実上は目下その人を置きまして、関係業者と緊密な連絡をとつて、現に起つてくべき賠償の問題に、国家のこの方面の、ある意味においては十分余力のある業界の力を大いに發揮をいたして参りたいという考えで対処をいたしておるような次第であります。

〔国務大臣石橋湛山君登壇〕

○国務大臣(石橋湛山君) 談合とかあるいは不正談合とかいう言葉の意味について、私はよく実は存じません。これは法律問題でありますから、法務大臣等からお答え願ひるのが適當と存じます。ただ私に關係する部分と思ひますのは、いろいろな生産業者やあるいは商人が、価格その他について協議をしてやるということが談合じゃないかというやうなお話でありましたが、これはまあ談合であるかどうか、私は法律上のことはわかりませんが、しかしこれは今の独禁法によりまして、生産業者や商人が勝手に価格の協定をしたり、あるいはいろいろの取引上の協定をするこ

とは、法律違反だと思ひます。従つて公正取引委員会がこれを取り締ることになっておりまして、できない建前でありまして、また事実やつておらないと思ひます。ただし、それでは実際に起つて日本経済界に非常な不便が起りますので、あるものにつきましては、特に法律等をもちまして、その独禁法の一部適用を除外する処置を講じております。近く御審議をわすらわさなければならぬと思つております。たとへば輸出入取引法のごときも、外国貿易に關しましては非常な不正競争、むしろ適当競争というものが起ることに弊害がございまして、独禁法の規定を幾らかはずしまして、そうして輸出入については、業者が協定をすることができるといふことにいたしたいと考えておるわけでありまして。

それからビルマ賠償につきましても、これはいろいろビルマ賠償がきまりますときのいきさつがあるやうであります。建前といたしましては、ビルマ政府は、直接日本の業者とビルマ政府が交渉するということになつ

ておりまして、その間に日本政府が介入すべき余地がない。今竹山建設大臣からお話がありましたやうに、われわれといたしましては、その場合にまた非常な競争が起つて、特に不利益を起すということは困りますから、できるだけそういうことが起らないやうな指導をしていきたいと存じておりますが、とにかく話し合ひはビルマ政府が直接やるということに相なっております。向うから相談がありまして場合には、むしろこの相談に応じますけれども、従つてここに談合といふこととかかりませんが、何かそういう話し合ひをあらかじめしてやるといふ余地はないように思ひます。

〔国務大臣一萬田尚登君登壇、拍手〕

○国務大臣(一萬田尚登君) 国の会計制度の原則として、競争入札をいたしまして、多数不特定の人を参加せしめて、そうしてこの談合の機会を少くするといふ建前にいたしておることは御承知の通りであります。ただこの競争

の場合に不正があるといふような場合におきましては、先ほど御指摘のやうな予算決算會計令七十九条に基きまして、その後二カ年間競争に参加できないといふことをあくまで履行していきたいと思つております。なお、こういうことに關連する官吏におきましては、厳にこの綱紀を肅正して保つていかなければならぬことは申すまでもありません。なおこの競争入札の場合におきまして、最低の価格をとることについての御意見があつたやうであります。これにつきましては、競争入札をいたしまして、国が契約するやうな場合に、国が勝手に相手をきめるということなくしていくという意味におきまして、競争入札は非常にいいと思ひます。これがありますと、自然最低値段ということにまゐると思ひます。であります。このことにつきましては、先ほど建設大臣からお話がありましたやうに、今後十分検討してみる必要があつるかと思つております。なお、このビルマの賠償につきましても、通産大臣御答弁でありました

が、私どもの関係することは、今語が
ありましたように、在日ビルマ・ミッ
ションが直接日本の生産業者に発注し
ていくことになっておるのであります
が、その代金の支払い、これは日本政
府が払っていかなくちゃならぬ、この
支払い方式の問題があります。これは
ただいま検討中でまだきまつておりま
せんが、これも十分間違いのないよう
な仕組みにしたいと考えておりま
す。

【国務大臣重光葵君登壇】

○国務大臣(重光葵君) 私に對する御
質問は、ビルマの賠償問題に關するこ
とであつたと思ひます。すでに通産大
臣、大蔵大臣等の御説明の通りでござ
います。ビルマ賠償が債務賠償、現物
賠償になつておる、その賠償の価格決定
はどうするかという事については、
ビルマ政府が直接日本人の業者と契約
することになつておることを御説明が
ありましたが、その通りでございま
す。政府はこれに關与しないことに
なつております。しかしこれに關係を

いたしまして、今御心配がありました
ような國際信用を害するやうなことに
相なつては、価格決定もしくは入札に
ついて、そういうことになつてはいけ
ませんので、さういふ場合におきまし
ては、適當にこれを政府から指導する
といふことはむろんやらなければなら
ぬことを考えております。以上。

○議長(河井彌八君) 日程第一、昭和
二十八年年度国有財産増減及び現在額總
計算書

日程第二、昭和二十八年年度国有財産
無償貸付状況總計算書

以上、兩件を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。決算委員長山田節男君。

〔審査報告書は都合により第二十
八号末尾に掲載〕

昭和二十八年年度国有財産増減及び
現在額總計算書

昭和二十八年年度国有財産無償貸付
状況總計算書

右

国会に提出する。

昭和三十年四月四日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

〔山田節男君登壇〕

○山田節男君 ただいま議題となりま
した昭和二十八年年度国有財産増減及び
現在額總計算書並びに昭和二十八年年度
国有財産無償貸付状況總計算書に關す
る決算委員会の審議の経過並びに結果
を御報告いたします。

まず本件の内容の概略を申し上げま
すと、昭和二十八年年度において一般會
計、特別會計を合計いたしました国有
財産の増加額は四千九百四十二億余
円、減少額は千五百十三億余円、差引
純増加額は三千四百二十九億余円であ
りまして、年度末、すなわち昭和二十
九年三月三十一日における国有財産の

現在額は七千五百九十三億余円となつ
ております。この内訳は、行政財産千

四百三十三億余円、普通財産六千六百
十億余円でありまして、行政財産をさ
らに分類いたしますと、公用財産七百
四十六億余円、公共用財産一億余円、

皇室用財産二億余円、企業用財産六百
八十二億余円となっております。

次に国有財産の無償貸付は、一般會
計、特別會計を合計して、昭和二十八

年度におきます増加額は一億一千万
余円、減少額は一億余円、差引純増加
額は一千万余円でありまして、年度末
における無償貸付の現在額は一億八千
万余円となっております。

決算委員会は、右二件につきまして

政府の説明並びに會計検査院の検査報
告の説明を聴取いたしました上、慎重
審議いたしました上、本件の内容をな

しますところの国有財産の取得、管
理、処分に関し処理の適正でない点に
つきましては、別途昭和二十八年年度決

算審査においてこれを審議することに
いたしておりますので、この二件の計

算書については、異議がないことを議
決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより兩件の採決をいたし
ます。

兩件を問題に供します。兩件は、委
員長報告の通り決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。

よつて兩件は、全会一致をもって委
員長報告の通り議決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了い
たしました。

次会の議事日程は、決定次第公報を
もつて御通知いたします。

本日は、これにて散會いたします。

午後一時二十四分散會

○本日の會議に付した案件

一、国会法第三十九条但書の規定に
よる議決に關する件

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、保健衛生の監督取締りに関する緊急質問

一、請負組合に関する緊急質問

一、日程第一 昭和二十八年年度国有財産増減及び現在額計算書

一、日程第二 昭和二十八年年度国有財産無償貸付状況計算書

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員

上林 忠次君

片柳 風吉君

柏木 庫治君

奥 むめお君

石黒 忠雄君

山川 良一君

赤木 正雄君

森田 義衛君

村上 義一君

宮城タマヨ君

三浦 辰雄君

廣瀬 久忠君

早川 慎一君

中山 福蔵君

豊田 雅孝君

常岡 一郎君

館 哲三君

竹下 豊次君

高瀬莊太郎君

高木 正夫君

岸 良一君

北 勝太郎君

石川 榮一君

伊能 芳雄君

高野 一夫君

西川 弥平治君

石井 桂君

白井 勇君

川口 爲之助君

吉田 萬次君

酒井 利雄君

佐藤清一郎君

高橋 衛君

木村 守江君

宮本 邦彦君

長島 銀藏君

安井 謙君

宮田 重文君

大矢 半次郎君

石村 幸作君

木内 四郎君

植竹 春彦君

松岡 平市君

劍木 幸弘君

一松 政二君

山本 米治君

西郷吉之助君

木村 麗太郎君

左藤 義隆君

那 祐一君

寺尾 豊君

中山 壽彦君

小林 英三君

山縣 勝見君

草葉 隆圓君

津島 壽一君

井上 清一君

青木 一男君

大野 木秀次郎君

雨森 常夫君

宮澤 喜一君

西岡 ハル君

横山 フク君

重政 廣徳君

小澤 久太郎君

深水 六郎君

加瀬 完君

加藤 武徳君

入交 太蔵君

榎原 亨君

高橋 進太郎君

上原 正吉君

松平 勇雄君

伊能 繁次郎君

仁田 竹一君

田中 啓一君

岡田 信次君

小瀧 彬君

小野 義夫君

古池 信三君

平井 太郎君

川村 松助君

秋山 俊一郎君

湯山 勇君

中川 以良君

泉山 三六君

黒川 武雄君

井上 知治君

池田 中右衛門君

木下 源吾君

内村 清次君

秋山 長造君

阿具 根 登君

大倉 精一君

河合 義一君

岡 三郎君

小松 正雄君

永井 純一郎君

小林 亦治君

小酒井 鏡男君

佐多 忠隆君

重盛 壽治君

江田 三郎君

小林 孝平君

田畑 金光君

高田 なほ子君

安部 キミ子君

矢嶋 三義君

藤田 進君

田中 一君

戸叶 武君

栗山 良夫君

吉田 法晴君

藤原 導子君

若木 勝蔵君

山田 節男君

天田 勝正君

三橋 八次郎君

千葉 信君

羽生 三七君

野澤 勝君

三木 治朗君

曾根 益君

山下 義信君

市川 房枝君

八木 幸吉君

小幡 治和君

紅 麗 みつ君

最上 英子君

深川 タメ君

中川 幸平君

東 隆君

菊田 七平君

寺本 廣作君

木島 虎蔵君

松浦 清一君

赤松 常子君

武藤 常介君

八木 秀次君

堀木 鎌三君

三浦 義男君

小柳 牧衛君

鈴木 一君

千田 正君

松澤 兼人君

苦米 地義三君

木村 福八郎君

松原 一彦君

笹森 順造君

内閣総理大臣

鳩山 一郎君

法務大臣

花村 四郎君

外務大臣

重光 葵君

大蔵大臣

一萬田 尚登君

文部大臣

松村 謙三君

厚生大臣

川崎 秀二君

農林大臣

河野 一郎君

通商産業大臣

石橋 湛山君

運輸大臣

三木 武夫君

建設大臣

竹山 祐太郎君

国務大臣

川島 正次郎君

政府委員

内閣官房長官

根本 龍太郎君

内閣官房副長官

松本 滝蔵君

法制局長官

林 修三君

外務省参事官

安藤 吉光君

大蔵省主計

村上 幸太郎君

司法規課長

文部省初等中

等教育局長

緒方 信一君

厚生省公衆

衛生局長

山口 正義君

通商産業大

臣官房長

岩武 照彦君

運輸省国有

鉄道部長

細田 吉蔵君

〔第十八号参照〕

審査報告書

昭和二十八年、昭和二十九年

及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十日

大蔵委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

小林 政夫 木内 四郎

青柳 秀夫 岡 三郎

天田 勝正 木村福八郎

宮澤 喜一 井村 健二

白井 勇 土田国太郎

西川甚五郎 中川 幸平

山本 米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国債の元金償還のための資金の繰入等に関する従来の

特例の措置で、昭和三十年度四、五月分の暫定予算の期間中についても譲ぜられていたものを、更に延長して昭和三十年度を通じて譲ぜられることとし、よりとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十日

大蔵委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

小林 政夫 木内 四郎

青柳 秀夫 天田 勝正
木村福八郎 宮澤 喜一
井村 健二 白井 勇
土田国太郎 西川甚五郎
中川 幸平 山本 米治
岡 三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十年分の所得税の予定納税又は予定申告について、予定納税基準額及び申告納税見積額を、本年七月一日より実施する予定の税制改正後の控除及び税率によつて算出することができ、るようにするため、同年分の予定納税額の通知の期限及びその納期限並びに予定申告の期限等を変更しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

通信委員長 海井治三郎

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

永岡 光治 石坂 豊一

久保 等 小林 孝平

最上 英子 左藤 義隆

柏木 庫治 野田 俊作

大野木秀次郎 市川 房枝

八木 秀次 西川弥平治

島津 忠彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、簡易生命保険の保険料計算の基礎となる死亡率を第九回生命表を基本とするともに、簡易保険資金運用利通の予定利率を引上げる等、保険契約者の利便を図

ろうとするものであつて、極めて受当な措置と認めるが、なお、委員会は別紙附帯決議を行つた。

二、費用

別段費用を要しない。

(別紙)

附帯決議

現行の簡易生命保険金の最高制限額は、最近のわが国経済の実状にかんがみ、国民の生活の安定、福祉の増進を図る上に不十分である。よつて政府は速かにこの制限額を引き上げるよう措置すべきである。

審査報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

通信委員長 海井治三郎

参議院議長河井彌八郎

昭和三十年六月十三日 参議院會議録第二十三号

二九六

多数意見者署名

永岡 光治 石坂 豊一
久保 等 小林 孝平
最上 英子 左藤 義詮
市川 房枝 柏木 庫治
野田 俊作 大野木秀次郎
八木 秀次 西川弥平治
島津 忠彦

要領書

一、委員会の決定の理由

最近の経済事情にかんがみ、郵便年金の最高制限額を従来の十二万円から倍額の二十四万円に引き上げるとともに、右年金及び返還金の差押禁止の限度額を引き上げ、更に、年金受取人等の福祉施設を設置する等、その利便を図ろうとするものであつて、極めて時宜に適した措置と認める。

二、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

逓信委員長 滝井治三郎

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

島津 忠彦 西川弥平治
八木 秀次 大野木秀次郎
野田 俊作 柏木 庫治
左藤 義詮 市川 房枝
最上 英子 小林 孝平
久保 等 石坂 豊一
永岡 光治

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便貯金総額の制限額を従来の十万円から倍額の二十万円に引き上げるとともに、積立郵便貯金及び定額郵便貯金の預入金額を引き上げ、更に、積立郵便貯金について新たに小切手による預入の取扱

を認めようとするもので、極めて、時宜に適した措置と認める。

二、費用

別段費用を要しない。

審査報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

逓信委員長 滝井治三郎

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

島津 忠彦 西川弥平治
八木 秀次 大野木秀次郎
野田 俊作 柏木 庫治
左藤 義詮 市川 房枝
最上 英子 小林 孝平
久保 等 石坂 豊一
永岡 光治

要領書

一、委員会の決定の理由

国民金融公庫又は中小企業金融公庫の貸付金の償還をする者の利便を図るため、その償還金につき、特殊郵便振替貯金の取扱を認めようとするもので、極めて時宜に適した措置と認める。

二、費用

別段費用を要しない。

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

大蔵委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

土田国太郎 前田 久吉
西川甚五郎 中川 幸平
井村 徳二 小柳 牧衛
木内 四郎 山本 米治

小林 政夫 白井 勇
青柳 秀夫 宮澤 喜一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、補助金等に関する昭和二十九年及び昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの特例の措置を、昭和三十年度六月份の暫定予算の期間中においても引き続き講ずることとしようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)

昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月三十一日

予算委員長 館 哲二

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

池田幸右衛門 石原幹市郎

西郷吉之助 伊能 芳雄

田中 啓一 秋山俊一郎

石坂 豊一 武藤 常介

泉山 三六 左藤 義詮

植竹 春彦 小野 義夫

佐藤清一郎 西岡 ハル

堀 末治 安井 謙

深川タマエ 豊田 雅孝

田村 文吉 吉田 萬次

片柳 眞吉 小林 政夫

中山 福蔵 廣瀬 久忠

溝口 三郎 堀木 謙三

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第1号)、昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年度政府関係機関暫定予

算補正(機第1号)は、諸般の情勢

上五月中に昭和三十年度予算の成

立が困難であるため、既定の四、

五月分の暫定予算に六月分を追加

し、昭和三十年四月一日から六月

三十日までの期間にかかる暫定予

算としたものであるが、六月分に

ついては、三ヶ月間にわたる暫定

予算に伴う経済界等への影響をも

考慮し、原則として昭和三十年度

予算を基礎として編成されたもの

であつて、やむを得ない措置と認

める。

二、費用

一般会計暫定予算補正の追加額

は、

歳入 六百六十億四千四百四十

三万七千円

歳出 一千二百八十九億一千

二十四万七千円

これを四、五月分の既定予算に

加えた総額は、

歳入 一千九百四十三億五千

七百七十二万円

歳出 二千八百九十七億一千

特別会計暫定予算補正の追加額

は、

歳入 一千四百四十五億一千

八万円

歳出 一千八百一十一億九千八

百六十七万三千円

これを四、五月分の既定予算に

加えた総額は、

歳入 五千三十四億五千七百

六十一万四千円

歳出 六千九百七十一億四百

六万四

政府関係機関暫定予算補正の追

加額は、

歳入 七百九十億八千七百九

十五万一千円

支出 六百八十六億六千四百

三十万三千円

これを四、五月分の既定予算に

加えた総額は、

歳入 二千二百二十六億一千

五十万四

支出、一千九百五十一億六千

百十四万九千四

である。

参議院会議録第十九号(その二)正誤

頁 段 行 誤 正

三六 二 八 御出張 御主張

参議院会議録第二十一号正誤

頁 段 行 誤 正

三〇 一 三 社会補障 社会保障

三二 二 終六 連休 連帯

三三 三 四 工夫に 工夫は

三五 三 八 保険年金、 保険、年金、

参議院会議録第二十二号正誤

頁 段 行 誤 正

三七 四 終三 預託 預託

三〇 三 三 低丁 低下

昭和三十年六月十三日 参議院會議録第二十三号

二九八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三—東京官報館